

消防危第 138 号  
平成 24 年 5 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の  
一部改正について

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に係る運用については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号。以下「25 号通知」という。）によりお願いしているところです。

今般、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 49 号）により、顧客に自ら給油等をさせる圧縮水素充てん設備設置給油取扱所に係る技術上の基準が規定されたことから、25 号通知を下記のとおり改めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、このことに留意され、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

25 号通知の一部を次のように改正する。

第 3 中「圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改める。

(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：三浦課長補佐、七條係長 TEL 03-5253-7524/FAX 03-5253-7534
--